会長声明

生存権裁判東京高裁判決に関する会長声明

本年5月27日,東京高等裁判所は,都内に在住する70歳以上の生活保護受給者が,その居住する自治体に対して,生活保護の老齢加算の廃止に伴う保護変更決定処分の取消を求めた訴訟において,原告らの請求を棄却した1審判決を支持し,原告らの控訴を棄却した。

そもそも生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するものであり、憲法25条を具体化するものである。

生活保護の基準は、最低賃金を始め、医療・福祉・税金などの多様な施策の適用基準にも連動しており、これを引き下げることは、低所得者層の生活に甚大な影響を与え、格差と貧困を一層拡大させることになる。

日本弁護士連合会は2007年12月4日,生活保護基準が 国民の生存権保障の水準を決する極めて重要なものであること から,これを安易かつ拙速に切り下げることには強く反対し, 当会も2007年11月19日付「拙速な生活保護基準の引き下げに反対する声明」において、わが国の生活保護の捕捉率が極めて低く、生活保護基準以下の収入で生活する世帯が多数存在する中で、生活保護基準を引き下げれば低所得者層の生活に甚大な影響を与えることについての危惧を表明した。

今般の東京高等裁判所の判決は、昨年12月生活保護の母子加算が復活したにも関わらず、行政による生活保護基準切り下げを容認するものであることから、今後も特に、高齢世帯において、貧困と格差の拡大が強く憂慮されるところである。

当会は、憲法25条の生存権保障の趣旨に照らし、引き続き生活保護基準の切り下げに反対するとともに、真に生存権を実現するために会を挙げて努力する所存である。

2010 (平成22) 年5月27日 東京弁護士会会長 若旅一夫

横浜弁護士会所属会員の殺害事件に関する会長声明

2010 (平成22) 年6月2日午後2時40分ころ, 横浜弁護士会に所属する弁護士が, 勤務していた事務所を訪問した男に, 胸部等を刃物で刺され, 死亡するという事件が発生した。

今回の事件は、犯人の素生や事件の原因等は明確になってはいないものの、凶器を用いた暴力により弁護士の業務を妨害しようとした可能性が極めて高いと思われ、司法制度及び法秩序に対する重大な挑戦であって、断じて許されるものではない。

当会は、このような犯行を行った者を強く非難し、捜査機関に対して一刻も早い犯人逮捕と真相の徹底究明を強く求め、今後も、弁護士に対する業務妨害に一致団結して毅然と対処し、かかる暴力にひるむことなく、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、職務を遂行する決意である。

2010 (平成22) 年6月3日 東京弁護士会会長 若旅一夫